資 料

平成22年2月8日 金 融 庁

金融商品取引法の規制について

有価証券の発行者等に対し、発行時やその後継続的な情報 開示等を義務付け。【開示規制】

開示規制に違反した者は、刑事罰または課徴金納付命令の対象となりうる。

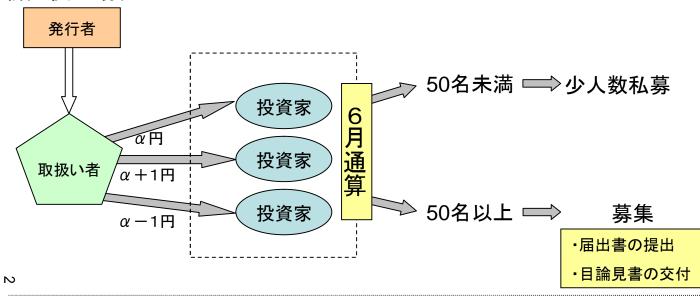
有価証券等の販売勧誘・投資助言・投資運用等を行う者に対し、原則として登録を求めるとともに、登録業者が従うべき行為規制等を整備。【業者規制】

登録業者(金融商品取引業者)が行為規制等に違反した場合は、行政処分(業務改善命令・業務停止命令・登録取消し)の対象となりうる。

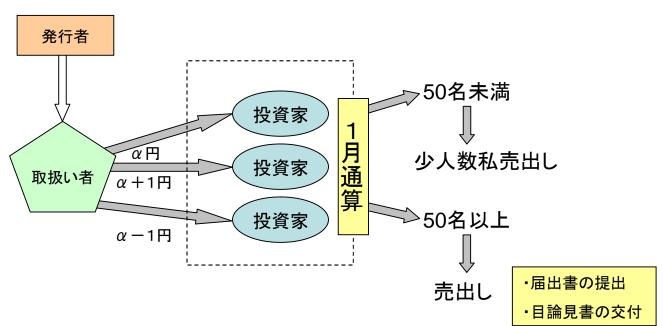
無登録業者は、刑事罰の対象となりうる。

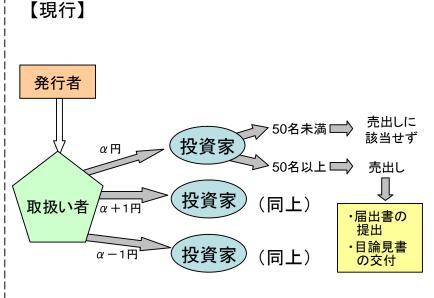
債券の販売における開示規制について

新発債の場合・・・



既発債の場合・・・【平成22年4月1日以降】





金融商品取引業者等の内訳(21年12月末)

金融商品取引業者		2,335
第		357
	証券会社	304
	外国為替証拠金取引業者	103
	専業業者	52
第	第二種金融商品取引業	
投資助言•代理業		1,211
投	投資運用業	
	国内投資信託運用会社	87
	投資法人資産運用会社	56
	上場不動産投資法人(上場Jリート)関係	39
登録金融機関		1,147
金融商品仲介業者		557
適格機関投資家等特例業務届出者等		3,838

⁽注)金融商品取引業者の内訳については、1つの者が、複数の業務の種別の登録を 受けている場合があり、金融商品取引業者の数とは一致しない。

平成21事務年度 金融商品取引業者等向け監督方針(抄)

3. 顧客保護と利用者利便の向上

顧客保護・利用者利便の向上は、国民経済の健全な発展に資するだけでなく、金融・資本市場及び金融機関に対する国民の信頼性向上を通じて、我が国金融システムの安定に資する取組みである。金融機関においては、顧客情報の厳格な管理、優越的地位の濫用の防止、利益相反の管理等、顧客保護の徹底による安心・信頼をベースに、顧客の目線に立ち創意工夫を凝らした金融商品・サービスの提供により競争力を高めていくことが重要である。

したがって、本事務年度においては、金融商品取引業者等による顧客保護・利用者 利便の向上に向けた以下の取組みを重点的に検証する。

その際、我が国法令の下での取扱いが不明確であること等によって金融商品取引業者等の創意工夫が損なわれないよう、制度運用の透明性・予測可能性を高めるとともに、金融商品取引業者等の自主的な取組みを尊重し、インセンティブを重視する監督に努める。併せて、金融商品取引業者等が、短期的な利益追求や利益相反などにより、歪んだインセンティブに動機付けられていないかにも注意を払う。

また、必要に応じ、消費者行政を一元的に推進する役割を果たすことが期待されている消費者庁とも協力していく。

(1) 勧誘・説明態勢等

① 金融商品取引業者等においては、顧客から信頼され長期的な関係を構築できるよう、顧客目線に立った営業を徹底するよう促していく。このため、顧客の属性や経験に応じ、適切かつ柔軟な勧誘・説明を行う態勢を整備しているかを確認することとし、特に、投資信託・仕組債・デリバティブ等のリスク性商品の勧誘・説明態勢について検証する。

(4) 無登録業者等

- ① 未公開株の勧誘事案や、集団投資スキーム(ファンド)持分の詐欺的な勧誘事案等が、引き続き見られている。これらを含め、無登録で金融商品取引業を行っている業者に対しては、警察当局等とも連携して対応する。無登録の海外所在業者が国内投資家向けに勧誘を行っている場合も、適切な対応を図る。
- ② 登録を受けた金融商品取引業者等についても、登録後に業務遂行のための人的構成を欠くなどの不適切事案が見られる。金融商品取引業の信用を失墜させかねないこのような事案には、法令に基づき、厳正に対応する。

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

注)一部パブリックコメント手続中の改正案の内容を含む。

. 監督上の評価項目と諸手続(共通編)

- 2 業務の適切性(共通編)
- 2 3 勧誘·説明態勢
- 2 3 4 顧客に対する説明態勢

金融商品取引の中には、相当程度の専門知識が要求されるものがあるが、一般顧客は必ずしも専門知識や経験等が十分ではないと考えられることから、金融商品取引業者が判断材料となる情報を正確かつ公平に顧客等へ開示するなど、説明責任が履行される必要がある。従って、顧客に対する説明等においては、以下の点に留意するものとする。

(注)なお、「説明等」には、セミナー等の開催により顧客を集め、実質的に勧誘を行うような場合の当該セミナー等における説明も含まれることに留意する必要がある。

(1)説明態勢に関する主な着眼点

適合性原則を踏まえた説明態勢の整備

契約締結前交付書面の交付の際等において、顧客の知識、経験、財産の状況、及び取引の目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度を適切に選択し、適合性原則を踏まえた適切な説明がなされる態勢が社内規則等を策定することなどにより整備されているか。

適切な商品・サービス説明等の実施

- イ.取引を行うメリットのみを強調し、取引による損失の発生やリスク等のデメリットの説明が不足していないか。
- 口、セールストーク等に虚偽や断定的な判断の表示となるようなものはないか。
- 八. 商品や取引を説明する際の説明内容は客観的なものか、恣意的、主観的なものになっていないか。
- 二.商品や取引の内容(基本的な商品性、及びリスクの内容、種類や変動要因等)を 十分理解させるように説明しているか。

特に、契約締結前交付書面に係る記載順に関する規定の趣旨等を踏まえ、顧客判断に影響を及ぼす重要な事項を先に説明するなど、顧客が理解をする意欲を失わないよう努めているか。

ホ. 当該金融商品取引に関して誤解を与える説明をしていないか。特に、金融商品取引業者等によって元本が保証されているとの誤解を与えるおそれのある説明をしていないか。また、デリバティブ取引等について、相場の変動等により追証(顧客が預託する保証金の総額が必要額より不足した場合に追加しなくてはならない保

証金をいう。以下同じ。)が発生するおそれがあるにも関わらず、そのおそれが著しく少ない又は追証の額が実際の商品性に比して著しく小さいとの誤解を与えるおそれのある説明をしていないか。

- へ.第三者が作成した相場予測等を記載した資料(新聞記事、アナリストレポート等を含む。)を用いて勧誘を行う場合において、当該相場予測等の内容が偏ったもののみを恣意的に利用していないか。
- ト. その他、顧客に不当な負担となる、あるいは経済合理性に欠ける商品や取引の勧誘、又は投資判断上の重要な事項の説明不足はないか。

約定内容等の説明

金融商品取引の約定後に、約定内容(約定日時、約定金額又は約定数値等)について顧客から提示要請があった場合に、契約締結時の書面交付等により、当該情報を顧客に対して適切に提示しているか。

店頭デリバティブ取引等に係る留意事項

法人顧客との間で例えば通貨オプション取引・金利スワップ取引等の店頭デリバティブ取引を行うときには、以下のような点に留意しているか。また、店頭デリバティブ取引と同様のリスク特性を有する取引(仕組債の販売等)についても、準じた取扱いとしているか。

- イ.<u>当該店頭デリバティブ取引の商品内容やリスクについて、例えば、以下のような点を含め、具体的に分かりやすい形で解説した書面を交付する等の方法により、適切かつ十分な説明をしているか。</u>
 - a. 当該店頭デリバティブ取引の対象となる金融指標等の水準等(必要に応じてボラティリティの水準を含む。以下同じ。)に関する最悪のシナリオ(過去のストレス時のデータ等合理的な前提を踏まえたもの。以下同じ。)を想定した想定最大損失額について、前提と異なる状況になればさらに損失が拡大する可能性があることも含め、顧客が理解できるように説明しているか。
 - b. 当該店頭デリバティブ取引において、顧客が許容できる損失額を確認し、上記の 最悪シナリオに至らない場合でも許容額を超える損失を被る可能性がある場合は、 これについて顧客が理解できるように説明しているか。
 - c.金融指標等の状況がどのようになれば、当該店頭デリバティブ取引により、顧客自 らの経営又は財務状況に重大な影響が生じる可能性があるかについて、顧客が理解で きるように説明しているか。
 - d.説明のために止むを得ず実際の店頭デリバティブ取引と異なる例示等を使用する場合は、当該例示等は実際の取引と異なることを説明しているか。
- ロ.<u>当該店頭デリバティブ取引の中途解約及び解約清算金について、例えば、以下のような点を含め、具体的に分かりやすい形で解説した書面を交付する等の方法により、</u>適切かつ十分な説明をしているか。

- a .当該店頭デリバティブ取引が原則として中途解約できないものである場合にはその旨について、顧客が理解できるように説明しているか。
- b. 当該店頭デリバティブ取引を中途解約すると解約清算金が発生する場合にはその 旨及び解約清算金の内容(金融指標等の水準等に関する最悪シナリオを想定した解 約清算金の試算額及び当該試算額を超える額となる可能性がある場合にはその旨 を含む。)について、顧客が理解できるように説明しているか。
- c.当該店頭デリバティブ取引において、顧客が許容できる解約清算金の額を確認し、 上記の最悪シナリオに至らない場合でも許容額を超える損失を被る可能性がある 場合は、これについて顧客が理解できるよう説明しているか。
- 八.提供する店頭デリバティブ取引がヘッジ目的の場合、以下を確認するとともに、その確認結果について、具体的に分かりやすい形で、適切かつ十分な説明をしているか。
 - a.顧客の事業の状況や市場における競争関係を踏まえても、継続的な業務運営を行う 上で有効なヘッジ手段として機能することを確認しているか(注1)。
 - b.上記に述べるヘッジ手段として有効に機能する場面は、契約終期まで継続すると見 込まれることを確認しているか(注2)。
 - c.顧客にとって、今後の経営を見通すことがかえって困難とすることにならないこと を確認しているか(注3)。
 - (注1)例えば、為替や金利の相場が変動しても、その影響を軽減させるような価格 交渉力や価格決定力の有無等を包括的に判断することに留意する。
 - (注2)例えば、ヘッジ手段自体に損失が発生していない場合であっても、前提とする事業規模が縮小されるなど顧客の事業の状況等の変化により、顧客のヘッジニーズが左右されたりヘッジの効果がそのニーズに対して契約終期まで有効に機能しない場合があることに留意する。
 - (注3) ヘッジによる仕入れ価格等の固定化が顧客の価格競争力に影響を及ぼし得る 点に留意する。
- 二.上記イ.からハ.までに掲げる事項を踏まえた説明を受けた旨を顧客から確認するため、例えば顧客から確認書等を受け入れ、これを保存する等の措置をとっているか。
- ホ.不招請勧誘の禁止の例外と考えられる先に対する店頭デリバティブ取引の勧誘については、法令を踏まえたうえ(注)、それまでの顧客の取引履歴などによりヘッジニーズを確認し、そのニーズの範囲内での契約を勧誘することとしているか。
 - (注)不招請勧誘の禁止の例外とされている「外国貿易その他の外国為替取引に関する 業務を行う法人」(金商業等府令第 116 条第2号)には、例えば、国内の建設業者が 海外から材木を輸入するにあたって、海外の輸出者と直接取引を行うのではなく、国 内の商社を通じて実態として輸出入を行う場合は含まれるが、単に国内の業者から輸 入物の材木を仕入れる場合は含まれないことに留意する必要がある。
- へ、顧客の要請があれば、定期的又は必要に応じて随時、顧客のポジションの時価情報や

<u>当該時点の解約清算金の額等(顧客が一定の損失額又は解約清算金の額になった旨を知らせることを要請した場合はその旨を含む。)を提供又は通知することとしているか。</u>

ト. 当該店頭デリバティブ取引に係る顧客の契約意志の確認について、契約の内容・規模、顧客の業務内容・規模・経営管理態勢等に見合った意思決定プロセスに留意した意思確認を行うことができる態勢が整備されているか。

例えば、契約しようとする店頭デリバティブ取引が顧客の今後の経営に大きな影響を 与えるおそれのある場合、当該顧客の取締役会等で意思決定された上での契約かどうか 確認することが重要となることに留意する。

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

注)一部パブリックコメント手続中の改正案の内容を含む。

. 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点

- 1 一般的な事務処理等
- 1 1 一般的な監督事務

(6)無登録業者等及び類似商号使用者の実態把握等

投資者からの苦情、捜査当局からの照会、金融商品取引業者・金融商品取引業協会等からの情報提供又は新聞広告等から、無登録・無届けで金融商品取引業等を行っている者及び金融商品取引業者と誤認されるおそれのある商号又は名称を使用している者を把握した場合は、警察や地域の消費者センター等への照会、直接の電話確認等の方法により、積極的にその実態把握に努めるものとする。

特に、投資者から苦情等があった場合や捜査当局から照会があった場合は、その対応 のみに留まることのないよう十分留意するものとする。

(7)無登録業者等に係る対応について

無登録業者等に関する情報を入手した場合は、被害の拡大を防ぐ観点から下記のような対応に努めることとする。

なお、無届けで適格機関投資家等特例業務等を行なっている者についても、これに準 じた対応をすることとする。

苦情等の受付

投資者等から無登録で金融商品取引業を行っている者に関する情報提供があったと きは、極力詳細な内容(業者名、所在地、代表者名、電話番号、営業の実態、申出人氏 名、申出内容を捜査当局へ連絡することの可否等)を聴取した上、次により対応する。 イ.他の財務局に本拠地のある無登録業者の情報を受け付けた場合には、申出内容につ

- イ . 他の財務局に本拠地のある無登録業者の情報を受け付けた場合には、申出内容につ いて聴取したうえで、本拠地のある財務局へ情報を連絡する(その後の対応は連絡を 受けた財務局で対応することを基本とする)。
- 口、連絡先が判明しない業者については、更なる情報収集に努める。
- ハ.情報提供者から業者及び他の機関に連絡しないように求められた場合には、情報提供者に不利益が及ばないよう留意する。
- 二 .無登録が疑われる場合には申出人においても捜査当局へ情報提供をするよう慫慂する。
- ホ.「管理台帳(別紙様式 6)」を作成し、投資者からの苦情・照会の内容及び当該 業者に対する当局の指導内容、相手方の対応等を時系列的に整理・記録しておく。

無登録で金融商品取引業を行っているおそれが認められた場合

直接受理した情報や金融庁・他局から提供された情報等により、業者名及び連絡先が 判明しており、かつ、営業実態もある程度判明している業者については、直接、当該業 者に電話する等の方法により実態把握に努め、その結果、当該業者が無登録で金融商品 取引業を行っているおそれがあると認められた場合(不在等で連絡が取れない場合も含 む。)には、別紙様式 - 5による文書の発出を行い、次により対応する。

- イ.無登録に至った原因に故意性・悪質性がなく、投資者保護の観点から問題のある業者でない場合には、直ちに金融商品取引業の登録を求める。
- 口.無登録に至った原因に故意性・悪質性があると認められる場合、その他投資者保護 上必要と認められる場合には、捜査当局に連絡するとともに、かかる行為を直ちに取 り止めるよう別紙様式 - 4 により文書による警告を行う。

なお、<u>別紙様式 - 5 による文書の発出を行うまでもなく、無登録で金融商品取引業を行っていることが判明している場合にあっては、直ちに別紙様式 - 4 により文</u>書による警告を行うこととする。

警告を発したにもかかわらず是正しない場合

<u>別紙様式 - 4 による警告を発したにもかかわらず是正しない者については、必要に</u> 応じ捜査当局に対し告発を行うものとする。

金融庁への報告

「警告」、「告発」の措置をとった場合は、「管理台帳」及び「警告文書」等の写しを 速やかに金融庁長官へ送付する。

(注)無登録業者等に係る対応については、捜査当局による捜査に支障が出る場合を除くこととする。なお、捜査当局より当該業者に係る登録の有無の照会等を受けたことをもって、直ちに、捜査当局による捜査に支障が出る場合と判断するものではないことに留意するものとする。

(別紙様式 - 4) (日本工業規格A4)

無登録で金融商品取引業を行っている者に対する警告書(案)

商事株式会社

代表取締役社長 殿

財務(支)局長 印

金融商品取引法第29条の規定により、金融商品取引業は内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行うことができないこととなっております。

今般、当局が調査しましたところ、貴社の行為は金融商品取引業に該当していると認められますので、直ちに当該行為を取り止めるよう警告します。

つきましては、貴社における是正措置予定を 年 月 日までに書面によりご回答願います。 なお、期限までに回答がなされない場合若しくは当局の警告に応じられない場合は、しかるべき 措置をとることとしますので、念のため申し添えます。 (別紙様式 - 5) (日本工業規格A4)

無登録で金融商品取引業を行っているおそれがある者に対する照会書(案)

株式会社

代表取締役社長 殿

財務(支)局長 印

金融商品取引法第29条の規定により、金融商品取引業は内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行うことができないこととなっております。

今般、当局が調査しましたところ、貴社の行為は金融商品取引業に該当しているおそれがあると 認められます。

つきましては、貴社における業務の状況を 年 月 日までに書面によりご回答願います。 なお、期限までに回答がなされない場合、捜査当局への情報提供等、必要な措置を行うことがあ りますので、念のため申し添えます。

金融庁金融サービス利用者相談室に寄せられた相談事例等と 相談室からのアドバイス等(金融庁HP)

〇未公開株式の取引に関する相談等

【相談事例等(金融庁や財務局等を騙る業者)】

- 〇数年前に上場確実と言われ購入した未公開株について、業者から株式の交換により、 救済措置を図ると別の未公開株を送りつけられたが、応じずに放置していたところ、当 該業者から、金融庁等から指導されてしまうので、送った未公開株の代金の支払いを するよう文書が届きました。
- ○金融庁等から許可を得て未公開株の買取りをしているという業者から連絡があり、高値で買い取るので未公開株を買ってほしいと言われて当該未公開株を購入しましたが、 買い取ってもらえません。
- ○金融庁等から委託されて未公開株の被害状況の把握や被害相談を行っているという 団体から連絡があり、保有している未公開株を教えてしまいました。
- ○金融庁等の所管法人として未公開株の保有者へ助言を行っているというNPO法人等から連絡があり、現在保有している未公開株は有望なので買い増すよう助言され、買い増してしまいました。
- ○金融庁等からの指示を受けて未公開株の購入代金を取り返しているという団体から連絡があり、購入代金を取り返すためには、当該団体から別の未公開株や投資ファンドを購入する必要があると言われました。
- ○金融庁等から認可を受けて未公開株の将来性を評価しているという団体から連絡があり、保有している銘柄は、上場の準備で金融庁へ届出が出されており上場確実であると言われ、買い増すよう勧誘を受けています。

【アドバイス等】

金融庁等が、未公開株の取引等に関して、何らかの業務を外部へ委託することはありません。また、金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、電話で未公開株の上場時期について言及したり、未公開株の買取交渉を行ったりすることもありません。このような連絡があった場合には、詐欺的な商法であると考え、一切関わりにならないようにしてください。

金融庁等では、金融庁や証券取引等監視委員会又は証券取引等監視 委員会を連想させる組織を騙った業者等の情報収集をしています。 もし、そのような業者から連絡等があった場合には、金融庁金融サービス利用者相談室又は証券取引等監視委員会の情報受付窓口に情報提供をお願いいたします。

【相談事例等(未公開株の買取業者等)】

- 〇最近、業者から頻繁に連絡があり、「未公開株を高値で買い取る」と言われたり、上場 が決定したので買い増すよう勧誘されたりしていますが、信用できるでしょうか。
- 〇以前未公開株を購入して塩漬けになっている銘柄に関して、買取業者から連絡があり、 「有望株なので買い取りたいが、取引単位まで買増しが必要」と言われ、買増しをした が、買取業者に連絡がつかなくなってしまいました。
- ONPO法人や財団法人を名乗る業者から連絡があり、「未公開株を買い取る」とか「未 公開株の購入代金を取り返す」と言われ、金銭等を要求されました。

- 未公開株の買取行為には、金融商品取引業(証券会社)の登録が必要ですが、日本証券業協会に所属する会員会社等は、グリーンシート銘柄以外の未公開株式については、原則として勧誘を行っていません。
- 未公開株への投資の勧誘で、以下に掲げる項目に1つでも該当するものがある場合には、詐欺的な商法の可能性が高いので、一切の関わりを持たないことをお勧めします。
 - *全く知らない名前の業者から、未公開株の勧誘を受けている。
 - * 未公開株の買取業者・助言業者等を名乗る業者から、買取等の勧誘を受けている。
 - * 以前未公開株を購入したことがあるが、購入した業者とは別の業者から勧誘を受けている。
 - * 未公開株購入の勧誘を受けている時に、別の業者(第三者)からタイミングよく連絡があり、勧誘を受けている未公開株を買い取る、勧誘を受けている未公開株は将来性があるなどと言われた。
 - * 買取業者から、買取単位若しくは取引単位まで買増しするよう言われている。

- *実際には上場する予定がないにもかかわらず、「〇〇市場へ上場することが決まっている」「上場に向けて準備している」などと説明し、未公開株の勧誘を行っている。
- * 具体的な上場時期や上場市場が決定していると説明するが、主幹事証券会社や監査法人を教えない。若しくは、選任せずに自分達でやっていると説明している。
- * 主幹事証券会社や監査法人を教えるとインサイダー取引になると言われている。
- * 金融庁や財務局、証券取引等監視委員会等の公的機関等及び公的機関等を連想させるような名称を使用している。
- * 未公開株購入の勧誘をしている業者が、金融庁等から認可、許可、委託、指示等を 受けていると説明している。
- 未公開株には上場株式のような客観的な価格はありませんし、流動性が乏しく、詐欺的な商法も多数認められています。さらに、未公開株のみならず、投資話に「夢のような儲け話」はありませんので、投資を行う際は、特に慎重な検討をお願いします。
- 未公開株に投資をした後に騙されたとお考えになるのであれば、警察に相談してください。また、返金等を求めるのであれば、消費生活センターや各地の弁護士会に相談してください。

【相談事例等(不適正な行為)】

○業者から「株式が上場間近」、「公開後の値上がりが確実な未公開株式がある」との勧 誘を受けました。

- 業として株式を販売する者は金融商品取引業者(旧証券取引法上の証券会社)の登録 が義務付けられているので、購入する前に登録業者かどうか確認してください(投資事 業組合だからといって、金融商品取引業の登録が不要となるわけではないことに注 意。)。
- * 免許・登録を受けている業者を確認したい方は、「<u>免許・許可・登録等を受けている業者</u> 一覧」をご覧ください。
- 日本証券業協会(*)に所属する会員会社等では、グリーンシート銘柄以外の未公開株式については、原則として勧誘を行っていません。
- 未公開株式の購入前に株式の発行会社、投資事業組合の出資先となる会社へ十分に確認してください(ただし、発行会社、投資事業組合の出資先となる会社がペーパーカンパニーである場合や、発行会社、投資事業組合の出資先となる会社が株式の購入を

勧誘したものと共謀し、詐欺的な行為を行っている場合もあることに注意する必要があります。)。

【相談事例等(不適正な行為)】

○業者から未公開株式を購入しましたが、なかなか上場しません。また、株券の名義書換を要求したところ、「待って欲しい」と引き延ばされるだけで、名義書換に応じてもらえません。

【アドバイス等】

- まずは発行会社に上場予定を確認してください。上場が承認されると各証券取引所で 公表されます。
- 株式に第三者への譲渡制限がある場合もあるため、発行会社に確認してください。また、株券の真贋について発行会社または当該株式事務を委託されている信託銀行等に確認してください。
- 返金交渉については最寄りの消費生活センター等に相談してください。騙されたとお考えであれば警察に相談してください。

〇自社発行未公開株に関する相談等

○ある事業会社から、未公開株の勧誘を受けています。当社は発行会社なので金融商 品取引法の登録は必要ない、特別な方への限定販売であると言っています。また、当 社から勧誘を受けて以後、他の業者から、当社は有望なので株式があれば譲ってほし いとの電話が頻繁にかかるようになりました。信用できるでしょうか。

- 未公開株の販売は、金融商品取引業者(旧証券取引法上の証券会社)のほか当該未 公開株の発行会社でも可能ですが、一般的に、未公開株の発行体自らが、不特定の 第三者に対して電話勧誘等を通じて自社株を販売することは考えられません。業として 株式の販売を行うことができるのは、金融商品取引業者(旧証券取引法上の証券会 社)のみですが、一般的には、これらの金融商品取引業者も業界内の自主規制ルール により、未公開株の勧誘・販売は行っておりません。
- また、勧誘を受けた後に、タイミングよく別の業者から買取りの電話が入ることも不自然 な印象を受けます。
- 未公開株は流動性が乏しく、発行会社によっては譲渡制限が付されている場合もあります。したがって未公開株は、上場しない限り換金する方法はほとんどありませんので、

非常にリスクの高い投資ということを十分認識してください。また、詐欺的なものが多発していますので、少しでも不審な点が見受けられた場合には、投資を見合わせることをお勧めします。

- 未公開株に投資をした後に騙されたとお考えになるのであれば、警察に相談してください。また、返金等を求めるのであれば、消費生活センターや各地の弁護士会に相談してください。
- 金融庁でも「<u>未公開株購入の勧誘にご注意!</u>」等の注意喚起情報をウェブサイトに掲載しています。また、無登録業者の情報を収集していますので、金融サービス利用者相談室に情報提供をお願いいたします。

Oファンドに関する相談等

【相談事例等(投資事業有限責任組合への出資)】

- ○投資事業有限責任組合から出資を勧められていますが、迷っています。注意点があれば教えてください。
- ○投資ファンドや未公開株等に投資する投資事業有限責任組合から執拗な勧誘を受けています。当該事業組合は、「金融庁整備番号LP○○○」で登録していると言っていますが、登録を受けた業者ということでしょうか。

- いわゆるファンドについて、金商法施行以降自己募集を行う際には、登録が必要となっていますので、まずは登録番号を確認してください。登録番号は「○○財務局長(金商)第・・・・号」という形で付与されています。「LP○○○○」という番号は、EDINET(*)コードであり、登録番号ではありません。
- 種々の投資に際しては、詐欺事件等に発展している事例も数多くありますので十分に 注意し、たとえ登録番号が確認できた場合においても業者の信用性が疑われるような 場合には、慎重な対応をお勧めします。
- なお、「<u>いわゆるファンド形態での販売・勧誘等業務について</u>」を掲載していますので参 者にしてください。
- (*)EDINETとは、有価証券届出書や有価証券報告書等の開示書類について、その提出から公衆縦覧等に至るまでの一連の手続を電子化するシステムで、当該事業組合が有価証券届出書等の届出をしていることは確認できますが、登録とは関係ありません。

〇社債に関する相談等

【相談事例等】 <新規>

○ある会社から、突然メール便が届き、転換社債の購入を勧められている。3年満期で 年利 12%で毎月利払いを受けられるという。その後タイミングよく契約の仲介をしてい るという別の会社から電話があり、取引所に上場が決定している良い会社である等の 説明を受けた。信用できるでしょうか。

【アドバイス等】

- 社債の販売は、金融商品取引業者(証券会社)のほか当該社債の発行会社でも可能ですが、一般的に発行体自らが不特定の者に対して電話勧誘等を通じて社債を販売することは考えられません。また、勧誘を受けた後に、タイミングよく別の業者から電話が入ることも不自然な印象を受けます。
- *免許・登録を受けている業者を確認したい方は、「<u>免許・許可・登録等を受けている業者</u> 一覧」をご覧ください。
- *新たに有価証券を発行する場合、または、既発行の有価証券の売出しをする場合、発 行(売出)価額や募集の規模に応じて、有価証券届出書等の提出が必要となる場合が あります。
- * 転換社債の場合、未公開自社株に転換されたとしても換金性が低く、非常にリスクが高いということを十分に認識した上で取引を行っていただく必要があります。また、詐欺的な事例も多発していますので、少しでも不審な点が見受けられた場合には、投資を見合わせることをお勧めします。
- * 社債に投資をした後に騙されたとお考えになるのであれば、警察に相談してください。 また、返金等を求めるのであれば、消費生活センターや各地の弁護士会に相談して下さい。

もし、怪しい業者からの勧誘等があった場合には、無登録業者の情報を収集していますので、金融サービス利用者相談室に情報提供をお願い致します。

金融庁金融サービス利用者相談室に寄せられた 相談件数の推移(未公開株式関係)

	件数
17年10月~17年12月	447
18年 1月~18年 3月	985
18年 4月~18年 6月	903
18年 7月~18年 9月	517
18年10月~18年12月	442
19年 1月~19年 3月	344
19年 4月~19年 6月	291
19年 7月~19年 9月	253
19年10月~19年12月	146
20年 1月~20年 3月	335
20年 4月~20年 6月	376
20年 7月~20年 9月	308
20年10月~20年12月	311
21年 1月~21年 3月	381
21年 4月~21年 6月	542
21年 7月~21年 9月	633
21年10月~21年12月	603

未公開株式の投資勧誘による被害防止対応連絡協議会

「未公開株式の投資勧誘による被害防止に向けた具体的な方策について」 報告書

2010年1月15日

日本証券業協会

目 次

未公開株式の投資勧誘による被害防止対応連絡協議会名簿 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1. はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
2. 現状認識3
3. 関係機関におけるこれまでの取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
4. 主な論点とその検討内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
5. 具体的施策について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
6. おわりに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
【別紙】 未公開株式被害相談コールセンター案

未公開株式の投資勧誘による被害防止対応連絡協議会名簿

2010年1月15日現在

- ・ 株式会社東京証券取引所グループ(総務部)
- · 金融庁(監督局証券課)
- ・ 警察庁(刑事局捜査第二課、生活安全局生活安全企画課)
- · 証券取引等監視委員会(事務局市場分析審査課)
- · 消費者庁(消費者情報課、政策調整課)
- · 大和証券株式会社(取引審査部)
- ・ 独立行政法人国民生活センター(相談部)
- · 日本弁護士連合会
- · 野村證券株式会社(総務審理室、業務管理部)
- ・ フォスター・フォーラム(良質な金融商品を育てる会)

(五十音順)